



ハンセン病を正しく理解しよう！～間違った知識や誤解はありませんか？～

わたしたちにできること 学校や家庭でも話し合ってみませんか？

親や兄弟姉妹と一緒に暮らすことができない…。
実名を名乗ることができない…。
結婚しても子どもを産むことが許されない…。
一生療養所から出て暮らすことができない…。
死んでもふるさとの墓に埋葬してもらえない…。



こうした生活をハンセン病元患者のみなさんは長い間、強いられてきました。
あなたは想像できますか？

誤った国の政策などによって、ハンセン病患者、元患者及びその家族は長い間多くの偏見と差別に苦しんできました。

今まで間違えて伝えられてきた病気、そしてその実態が、ようやく正しく伝えられるようになりました。

ハンセン病Q&A



Q ハンセン病はどんな病気ですか？

A. ハンセン病とは、1873年（明治6年）、ノルウェーのハンセン医師が発見した「らい菌」の感染によって起こる病気です。感染し、発病すると、手足などの末しょう神経がまひし、痛い、熱い、冷たいといった感覚がなくなったり、皮膚に様々な病的な変化が起こったりします。また、治療法がない時代は、身体の一部が変形するといった後遺症をもたらすことがありました。

Q ハンセン病はうつるんですか？

A. 「らい菌」は感染力が弱く、日常生活で感染することはありません。非常にうつりにくい病気です。感染しても発病することはほぼありません。

Q ハンセン病は治るのですか？

A. よく効く薬があつて完全に治ります。また、薬を飲むと数日で感染力を失い、早期に治療すれば後遺症もありません。以前は患者が一家族内に現れることも多く、潜伏期間が数年と長いことから、遺伝病と誤解されることもありました。

●問合せ 保健課食育・健康対策係 ☎75-4960



うきは市異文化交流促進補助事業 **上限15万円**
市民の外国語教室や国際交流の費用を助成します

詳しくはこちら



多文化共生社会の推進に向けて、外国人を含む市民や団体が主催する外国語講座や国際交流などの活動費用を助成します。

■ 申請期間 令和5年2月28日まで

■ 補助額 1団体（個人）につき15万円まで

■ 対象事業 **日本人や外国人のための外国語講座** **日本語や日本社会に関する学習支援**

地域の多文化共生事業など

国際交流のための各種活動

■ 対象経費 会費で不足する費用（施設使用料、教材費、消耗品、講師謝礼、交通費など）
くわしくは、うきは市ホームページをご覧ください。

●申請・問合せ 企画財政課企画調整係 ☎73-9152